

(証券コード 9867)
2024年6月5日

株 主 各 位

東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
solekia ソレキア株式会社
代表取締役社長 小林 義和

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.solekia.com/ir/stock_gm.htm



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（ソレキア）または証券コード（9867）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
プラザ・アペア 2階 オリジア

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第66期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役12名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を前頁の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
- なお、監査報告および会計監査報告を作成するに際して、監査役会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、前頁の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、前頁の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



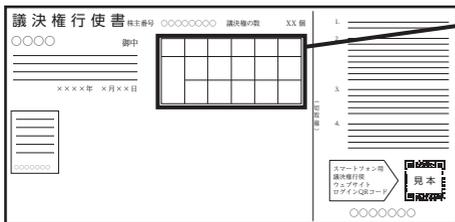
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時</p> <p>2024年6月27日（木曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月26日（水曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月26日（水曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 ×××股

○ ○ ○ ○ 印中

××××年 ×月××日

1. 2. 3. 4.

インターネット用
議決権行使書
用紙です。
ラミネートコーティング

見本
封筒

○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結累計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限がなくなり、経済社会活動の正常化が加速し、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境の改善により、景気は緩やかな回復が見られましたが、原材料や物価の高騰に加え、ウクライナ情勢や中東情勢の不安、円安による経済への影響が懸念され、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

世界経済は、欧米諸国での金融引き締め政策や中国経済の先行き懸念、地政学リスク等を背景とする下振れも懸念され、今後の動向を注視していく必要があります。

ICT業界におきましては、企業の生産性向上や競争力強化を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）への期待や需要は継続しており、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）などを活用したデジタル技術の進化とともに、システムの刷新、クラウドサービスやセキュリティ対策等のIT投資需要は底堅く推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは従業員参加による活性化委員会の活動を中心として経費の削減、原価低減に取り組むとともに、既存ビジネスの深耕と新規顧客の獲得、新しいデジタルビジネスとソリューション・サービスの開拓を図り、積極的な受注拡大に努めました。

コンポーネント・デバイス・ソリューション分野では、車載向け部品や家電関連部品は完成品メーカーの生産調整により横ばい状態が続きましたが、空調機器向け部品の売上の増加やASIC（特定用途向け半導体）開発の受注などにより、売上高は増加となりました。

ICTソリューション・サービス分野では、世界的な半導体不足による情報通信機器の供給遅延問題に一定の目途が立ったことに加えて、DXと従来型のシステムの刷新が追い風となり、基幹系システムの更新需要を取り込むことにより、民需、公共、ヘルスケアの各分野における商談が好調に推移し、売上高は増加となりました。

システムソリューション分野では、ERP（統合基幹業務システム）ビジネスやパソコン更新商談、サーバの仮想化、クラウドサービスとのハイブリッド化などの社会インフラ基盤構築商談も増加し、ICタグやタブレットを活用したIoT商談も堅調に受注でき、売上高は増加となりました。

フィールドサービス分野では、システムのクラウド化の進展により保守サービスビジネスが縮小する中、ネットワーク構築・データセンター運用サービス、マルチベンダー製品の保守対応機器の拡大等に取り組みましたが、売上高は減少となりました。

当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、情報通信機器の供給遅延問題が解消され、民需、公共、ヘルスケアなど各分野で商談が増加し、パソコンなどの情報通信機器、システムエンジニアリングサービスなどが増収となったことから、売上高は251億78百万円（前期比5.9%増）となりました。

損益面につきましては、売上高の増加とシステムエンジニアリングサービスの採算性向上などで原価率が低減したことに年金資産の運用が改善したことによる退職給付費用の減少3億47百万円も加わり、営業利益は16億8百万円（前期比61.1%増）、経常利益は16億55百万円（前期比61.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は10億45百万円（前期比49.5%増）となりました。

次にセグメント別の概況をご報告します。

〔首都圏〕

フィールドサービスは減収となりましたが、民需での基幹システム更新やシステム改修、公共向けの重要インフラ更新、ヘルスケア向けの各分野での商談が増加し、サーバ、パソコン等の情報通信機器やシステムエンジニアリングサービスが増収となったことから、売上高は140億81百万円（前期比7.6%増）となりました。

損益面につきましては、売上高の増加とシステムエンジニアリングサービスの採算性の向上や原価率の低減により、営業利益は9億31百万円（前期比28.3%増）となりました。

〔東日本〕

医療機関向け商談や民需商談は増加しましたが、自治体・文教向け商談の減少などにより、パソコン等の情報通信機器が減収となったことから、売上高は57億44百万円（前期比1.4%減）となりました。

損益面につきましては、システムエンジニアリングサービスの採算性の向上や原価率および販売費の低減により、営業利益は5億39百万円（前期比38.8%増）となりました。

〔西日本〕

フィールドサービス、電子デバイスが減収となりましたが、民需での基幹システム更新、自治体・文教・医療機関向けの大型商談の獲得もあり、パソコン等の情報通信機器やシステムエンジニアリングサービスが増収となったことから、売上高は52億56百万円（前期比9.7%増）となりました。

損益面につきましては、売上高の増加とシステム部門の稼働改善により、営業利益は3億69百万円（前期比67.6%増）となりました。

（セグメント別売上高）

区	分	売上高	
		金額	構成比率
首	都	14,081,993千円	55.9 %
東	日	5,744,559千円	22.8 %
西	日	5,256,105千円	20.9 %
そ	の	95,575千円	0.4 %
合	計	25,178,234千円	100.0 %

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における所要資金は、主に金融機関からの借入および自己資金により賄いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第63期 (2021年3月期)	第64期 (2022年3月期)	第65期 (2023年3月期)	第66期 (2024年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	22,112,366	22,701,920	23,771,790	25,178,234
経常利益 (千円)	1,274,197	747,127	1,028,699	1,655,700
親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円)	803,600	464,397	699,449	1,045,695
1株当たり当期純利益 (円)	929.61	537.26	809.33	1,210.08
総 資 産 (千円)	17,043,228	18,204,597	19,207,526	19,953,312
純 資 産 (千円)	7,985,458	8,387,635	8,997,253	10,054,262

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第64期の期首から適用しており、第64期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症に対する行動制限がなくなり、経済社会活動の正常化が進む中で、原材料や物価の高騰、地政学リスクや中国経済の先行き懸念に加え、金融資本市場の変動等による急激な為替変動などの影響により、世界経済やわが国経済の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

国内ICTサービス市場においては、デジタル技術を活用したICT投資は幅広い業種にわたり拡大基調が継続するものと予測され、デジタル技術の進化が急速なスピードで個人の生活から企業活動、社会全般までを大きく変革しております。お客様のICT投資の目的が生産性向上や業務効率化のみならず、デジタル技術を活用した事業競争力の強化やビジネスモデルの変革へと拡大していく中で、SX（サステナビリティトランスフォーメーション）やDXへの取り組みは、新たな付加価値の創出に繋がる中長期的なテーマと捉えられております。

また、あらゆるものがネットワークで繋がり、世界が複雑化する中でサイバー攻撃、相次ぐ自然災害などが社会生活や経済活動に深刻な影響を与える事態も想定され、ICTを活用した対策はこれまで以上にその重要性が増しております。

当社グループは、このような事業環境の中、ICTの専門スキルを持った営業・SE・CEのトータルサポート力により、お客様に安全・安心なデジタル技術を活用いただけるように、協業パートナーと共創を深めながら、新しいデジタルビジネスの市場を拓き、お客様の多様なニーズに応えることにより、新たなソリューション・サービスを提供することで企業価値の向上と持続的な成長を図ってまいります。

① デジタルビジネス事業の推進

国内ICTサービス市場では、クラウドサービスの普及、拡大に伴い、所有からサービス利用あるいはそれらの組み合わせなど、お客様のニーズは高度化、多様化してくるとともに、ランサムウェア等による情報セキュリティに対する脅威から、情報セキュリティ対策の重要性が増しております。

当社グループは、AI、IoT、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）等の最先端デジタル技術や最新の情報セキュリティ対策ソリューションを利活用したSXやDXを推進し、新たな付加価値の創造と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

② フィールドサービス分野での領域拡大

今後の最新テクノロジーに対応すべく、ネットワークおよび仮想サーバ関連の設計・構築等に対応するインフラ構築エンジニアや情報セキュリティ関連の多様なサービスに対応できる高度な技術を持ったエンジニアの育成が必要となってきております。

また、社内の営業・SE・CEとの三位一体およびパートナー連携により、お客様のニーズに応えられるICT環境の多様化をサポートするネットワーク運用支援サービス、セキュリティサービス、マルチベンダーサービスなどのサービスメニューを充実させるとともに、スマートデバイスやRPA (Robotic Process Automation) などの活用による保守品質向上、業務効率化の推進に向けた体制の整備やビジネス領域の拡大を図ってまいります。

③ 人財の育成

持続的な成長の原動力は人財であり、新たな市場創出とお客様価値の創造を実現するためには、国内外のビジネス環境を的確に捉え、新領域ビジネスを牽引する人財の育成、ネットワーク、インフラ構築および情報セキュリティ技術者の育成がますます重要となっており、引き続きこれらの人材育成や資格取得の推奨に積極的に取り組んでまいります。

④ 経営基盤の強化

組織の活性化、従業員のモチベーション向上を図り、従業員目線での新たな制度や仕組みを検討するなど、従業員価値の向上により利益体質が強化されるよう取り組むとともに、コンプライアンスの遵守、情報セキュリティ確保、内部統制に関する活動、自然災害等のリスク管理など、経営基盤の強化に引き続き取り組んでまいります。

これらの対処すべき課題に全力で取り組み、お客様と社会から信頼されるパートナーになる努力を積み重ねていく所存でありますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ソレキア・プラッツ株式会社	千円 30,000	100.0%	情報処理機器およびソフトウェアの販売ならびに保守
SOLEKIA SINGAPORE PTE. LTD.	千ドル 616	100.0%	医療用モニタ等販売およびソフトウェアサポート
SOLEKIA VIETNAM LIMITED	千ドル 250	100.0%	ソフトウェアの設計・開発

(注) 特定完全子会社は存在しません。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

- ① コンポーネント・デバイス・ソリューション事業
- ② ICTソリューション事業
- ③ システムソリューション事業
- ④ フィールドサービス事業

以下の4分野で、お客様のビジネスをトータルサポートいたします。

[コンサルティング]

- ビジネスコンサルティング
- ネットワークコンサルティング
- システムコンサルティング
- L S I デザインコンサルティング

[ハードウェア]

- ICT販売
(法人向けパソコン、各種サーバ、ネットワーク機器等)
- 各種デバイスコンポーネント販売
(RFID、センサーデバイス、各種コンポーネント、ASICおよび汎用LSI)

[ソリューション・サービス]

- 各種ソフトウェア開発
(業種・業務アプリケーション開発、制御系システム開発、通信系ソフトウェア開発、組込ソフトウェア開発、クラウドシステム開発、ファームウェア開発、LSI設計)
- システムインテグレーション
(SCM、CRM、ERP、業種・業務パッケージ、情報セキュリティソリューション等)
- クラウドサービス提供
(IaaS、SaaS、ネットワークサービス等)

[サポート&サービス]

- フィールドサービス
(情報機器および通信機器の保守サービス、キッティング、導入設置サービス、運用サービス、データリカバリサービス、データ消去サービス、撤去サービス等)
- 情報セキュリティサービス
(診断、監視サービス、情報セキュリティ対策サービス等)
- データセンター保守サービス

- ICTインフラ構築サービス
(ネットワーク・サーバシステムの企画・設計・構築・導入)
- アウトソーシングサービス
(データセンター、運用支援サービス)
- オフサイトサービス
(パソコンおよび周辺機器のキッティング)

(注) 略語の説明 (アルファベット順)

A I	Artificial Intelligence コンピュータに知的な活動をさせることを目的とする研究と技術
A R	Augmented Reality 現実世界の物事に対してコンピュータによる情報を付加する技術
A S I C	Application Specific Integrated Circuit アプリケーション仕様の集積回路
C R M	Customer Relationship Management 顧客の購買履歴、その他を分析し、顧客に最適なシステムを構築するための支援システム
D X	Digital transformation 企業がデータとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。それによって企業として安定した収益を得られるような仕組みを作ること
E R P	Enterprise Resource Planning 統合基幹業務システム
I a a S	Infrastructure as a Service サーバ、ストレージ等のコンピュータ資源をサービスとしてネットワーク経由で利用する形態
I C T	Information and Communication Technology 情報・通信に関連する技術一般の総称。I T とほぼ同様の意味であるが、I C T はネットワーク通信による情報・知識の「共有」の意味を含んだ表現である
I o T	Internet of Things コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと
R F I D	Radio Frequency Identification 電波により個体(ヒト、モノ)を自動認識する技術を用いた製品およびシステム

R P A	<p>Robotic Process Automation</p> <p>これまで手作業で行ってきた仕事を、ルールエンジンやA I、機械学習などの認知技術を取り入れたロボットに代行してもらうことにより、業務の大部分における自動化や効率化を図る取り組み</p>
S a a S	<p>Software as a Service</p> <p>ソフトウェアをサービスとしてネットワーク経由で利用する形態</p>
S C M	<p>Supply Chain Management</p> <p>情報システムを利用して、部品調達から生産・物流・販売までを総合的に管理する仕組み</p>
S X	<p>Sustainability Transformation</p> <p>企業が社会の持続可能性に資する長期的な価値提供を行うことを通じて、社会の持続可能性の向上を図るとともに、自社の長期的かつ持続的に成長原資を生み出す力（稼ぐ力）の向上と更なる価値創出へとつなげていくこと。そのために必要な経営・事業変革</p>
V R	<p>Virtual Reality</p> <p>利用者にとって現実感を伴う仮想的な世界を提供する技術</p>

(8) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

① 当社

本店 東京都大田区西蒲田八丁目16番6号

[システムソリューション拠点]

東京（蒲田）

[支店]

東北（仙台市）、福島（郡山市）、関東（さいたま市）、群馬（高崎市）、
宇都宮、長野（上田市）、諏訪、大阪、京都、高松、松山

[サポート&サービスセンター]

東京（神田・立川）、川崎、太田、宇都宮、
長野（上田・佐久・諏訪・伊那・松本・大町）、
大阪（大阪・難波・枚方）、京都

② 子会社

ソレキア・プラッツ株式会社（東京）

SOLEKIA SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール共和国）

SOLEKIA VIETNAM LIMITED（ベトナム社会主義共和国）

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
首 都 圏	356名	△10名
東 日 本	166名	△2名
西 日 本	115名	△4名
そ の 他	116名	△1名
合 計	753名	△17名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
首 都 圏	356名	△10名
東 日 本	166名	△2名
西 日 本	115名	△4名
そ の 他	108名	3名
合 計	745名	△13名

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,530,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	500,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	500,000千円
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	500,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 2,124,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 865,301株 |
| (3) 株主数 | 728名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フ リ ー ジ ア ・ マ ク ロ ス 株 式 会 社	259,800株	30.1%
佐 々 木 ベ ジ	190,999	22.1
小 林 義 和	38,104	4.4
小 林 英 之	34,681	4.0
ソ レ キ ア 従 業 員 持 株 会	25,657	3.0
株 式 会 社 り そ な 銀 行	23,598	2.7
富 士 通 株 式 会 社	23,558	2.7
INTERACTIVE BROKERS LLC	17,500	2.0
東 特 塗 料 株 式 会 社	16,195	1.9
岡 三 証 券 株 式 会 社	16,000	1.9

(注) 持株比率は自己株式1,204株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 義 和	経営戦略統括 兼管理グループ担当 兼監査部担当 兼経営企画室担当 兼コーポレートサービス部担当 兼ソレキア・アカデミー担当 兼人財開発センター担当 ソレキア・プラッツ株式会社代表取締役会長
取 締 役 顧 問	佐々木 ベ ジ	管理グループ副担当 兼海外及び新規ビジネス（人財・開発）担当 兼管理グループ長 兼DX推進センター長 兼情報セキュリティビジネス推進室長 フリージア・マクロス株式会社取締役会長 株式会社ピコイ代表取締役社長 夢みつけ隊株式会社代表取締役 DAITO ME HOLDINGS CO.,LTD 理事長 株式会社セキサク代表取締役 技研興業株式会社代表取締役 フリージアホールディングス株式会社代表取締役 株式会社ユタカフードパック代表取締役 技研ホールディングス株式会社代表取締役社長 尚茂電子材料股份有限公司 董事長 株式会社協和コンサルタンツ社外取締役 株式会社ラピーンズ代表取締役社長
常 務 取 締 役	樋 口 雄 三	営業部門統括 兼リスクマネジメント部担当 兼DC・クラウド推進室担当 兼事業推進部担当 兼テクノロジー・プロダクツ事業部担当 兼経営企画室副担当 兼DX推進センター長代理
常 務 取 締 役	菊 盛 信 彦	デジタルソリューション事業グループ担当 兼ヘルスケアソリューション事業部担当 兼東日本支社担当
取 締 役	国 安 哲 史	東特巻線株式会社監査役
取 締 役	昆 幸 弘	技研興業株式会社取締役
取 締 役	佐 藤 生 空	佐藤生空法律事務所 弁護士 株式会社ラピーンズ社外取締役（監査等委員） 弁護士法人ABC 代表社員

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	和田山 栄	インフラサービス事業グループ長
取 締 役	遠 藤 英 明	システム部門統括
取 締 役	平 山 淳	西日本支社担当 兼西日本支社長
取 締 役	村 下 順 一	システム部門担当 兼システム事業推進部担当 兼システムソリューション事業グループ長 兼デジタルソリューション事業グループ第三システム統括部長 兼システム部長
常 勤 監 査 役	真 野 利 啓	
監 査 役	石 原 和 彦	
監 査 役	奥 山 一 寸 法 師	フリージア・マクロス株式会社代表取締役社長 フリージアトレーディング株式会社代表取締役 フリージア・オート技研株式会社代表取締役 株式会社ケーシー代表取締役 DAITO ME HOLDINGS CO.,LTD総経理 株式会社協和コンサルタンツ社外監査役 株式会社ラビース取締役
監 査 役	三 好 裕 之	一般財団法人国際文化きもの学会監事

- (注) 1. 取締役国安哲史、昆 幸弘、佐藤生空の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石原和彦、奥山一寸法師、三好裕之の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三好裕之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役佐藤生空氏および監査役石原和彦、三好裕之の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2023年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役の小林英之氏は任期満了により退任いたしました。
- ②2023年6月29日開催の第65期定時株主総会において、新たに村下順一氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- ③取締役田村 彰氏は、2024年3月15日に逝去により取締役を退任いたしました。なお、重要な兼職は、加賀電子株式会社社外取締役でありました。

6. 2024年4月1日付で次の取締役の担当および重要な兼職の状況の変更がありました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 務 取 締 役	樋 口 雄 三	営業部門統括 兼リスクマネジメント部担当 兼DC・クラウド推進室担当 兼バックオフィスセンター担当 兼事業推進部担当 兼テクノロジー・プロダクツ事業部担当 兼経営企画室副担当 兼DX推進センター長代理
常 務 取 締 役	菊 盛 信 彦	デジタルソリューション事業グループ担当 兼ヘルスケアソリューション事業部担当 兼東日本支社担当 兼インフラサービス事業グループ担当
取 締 役	平 山 淳	西日本支社担当

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	111,234 (12,180)	95,934 (12,180)	15,300 (-)	13 (4)
監査役 (うち社外監査役)	25,435 (11,535)	24,735 (11,535)	700 (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	136,669 (23,715)	120,669 (23,715)	16,000 (-)	17 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上表には、2023年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および2024年3月15日に逝去により退任した取締役1名を含んでおりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1990年11月29日開催の第32期定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第42期定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

5. 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法は次のとおりです。

①取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針

取締役の個人別の報酬に関する基本方針は、企業価値の長期にわたる持続的な向上を図るため、変化する経営環境に対応して、事業の充実ならびに企業価値の向上に対する報奨として適切に機能することを目指しており、当該内容を2021年3月26日開催の取締役会において、決議しております。

②基本方針の概要

取締役の個人別の報酬は、各役員の職責や役職に応じて月額による定額報酬として支給する固定報酬と業績ならびに各役員の貢献度に応じて支給する業績連動報酬（賞与）で構成され、業務執行を担う取締役には固定報酬および業績連動報酬を、社外取締役には固定報酬のみを、それぞれ金銭報酬として支給することとしております。なお、固定報酬は、各役員の職責、役職、業績等を勘案し、個別の報酬額を決定しております。

③業績連動報酬等の内容に関する事項

業績連動報酬は、1事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益を基本として、業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定し、賞与として毎年一定の時期に支給するものとしております。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益が一定の基準を下回る場合は支給しないこととしております。当該指標を選定した理由は、取締役の業績責任をはかるうえで、明瞭性・客観性が高い適切な指標であると判断したためです。なお、業績連動報酬の指標となる当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の実績値は、1,045,695千円となりました。

また、業績連動報酬の割合は、取締役の報酬額の15%～40%を目安としております。

④取締役の個人別の報酬等についての決定に係る委任に関する事項

当事業年度における個人別の報酬額については、取締役の個人別の報酬に関する基本方針に基づき、代表取締役社長である小林義和がその具体的内容の決定について委任を受けており、その内容は各取締役の固定報酬の額および賞与であります。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各役員の職責および貢献度について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、代表取締役社長である小林義和の地位・担当は招集通知17頁および46頁に記載のとおりであります。

⑤当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個人別の報酬等の内容については、2021年3月26日開催の取締役会において決議した基本方針と同様の内容により決定されていることから、取締役会としても基本方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 国安哲史

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
取締役国安哲史氏は、東特巻線株式会社の監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当該事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席するとともに、経験豊富な経営者の観点から、必要に応じ、適宜質問・助言を行っております。
- (v) 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

② 取締役 田村 彰

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
取締役田村 彰氏は、加賀電子株式会社の社外取締役でありました。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当該事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
2024年3月15日に退任するまでに開催された当事業年度の取締役会14回のうち11回に出席するとともに、経験豊富な経営者の観点から、必要に応じ、適宜質問・助言を行っておりました。
- (v) 責任限定契約の内容の概要
2024年3月15日に退任するまで当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

③ 取締役 昆 幸弘

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
取締役昆 幸弘氏は、技研興業株式会社の取締役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当該事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席するとともに、経験豊富な経営者の観点から、必要に応じ、適宜質問・助言を行っております。
- (v) 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④ 取締役 佐藤生空

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
取締役佐藤生空氏は、佐藤生空法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の関係はありません。
また、同氏は、弁護士法人ABCの代表社員であります。当社と同法人との間に特別の関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
取締役佐藤生空氏は、株式会社ラピーヌ社外取締役（監査等委員）であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当該事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席するとともに、高い見識を持つ弁護士の観点から、必要に応じ、適宜質問・助言を行っております。
- (v) 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

⑤ 監査役 石原和彦

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当該事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会5回のうち全てに出席いたしました。取締役会においては、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問・助言を行い、監査役会においては、金融分野における豊富な知識・経験と他社での監査役としての実績を活かして、総合的な見地から、適宜必要な発言を行っております。
- (v) 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

⑥ 監査役 奥山一寸法師

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
監査役奥山一寸法師氏は、フリージア・マクロス株式会社代表取締役社長であります。当社は同社の持分法適用関連会社となっております。
また、同氏はフリージアトレーディング株式会社、フリージア・オート技研株式会社および株式会社ケーシーの代表取締役、DAITO ME HOLDINGS CO.,LTDの総経理、株式会社ラピーヌの取締役であります。当社と当該5社との間に特別の関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
監査役奥山一寸法師氏は、株式会社協和コンサルタンツの社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当該事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会5回のうち全てに出席いたしました。取締役会においては、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問・助言を行い、監査役会においては、経営者としての豊富な経験を活かして、総合的な見地から、適宜必要な発言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

⑦ 監査役 三好裕之

(i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

監査役三好裕之氏は、一般財団法人国際文化きもの学会の監事であり、当社と同法人との間に特別の関係はありません。

(iii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iv) 当該事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会5回のうち全てに出席いたしました。取締役会においては、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問・助言を行い、監査役会においては、公認会計士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

應和監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告する。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社およびグループ会社の取締役、従業員等は法令、定款の遵守および倫理に基づき誠実で公正な行動をすることを根幹とし、これを『ソレキアグループ行動指針』に定める。
 - ② 当社およびグループ会社の取締役、各組織の責任者は、従業員等に対して研修の実施などにより『ソレキアグループ行動指針』を周知徹底し、コンプライアンス意識の向上を図り、グループ全体のコンプライアンスの企業風土の醸成に取り組む。
 - ③ コンプライアンス担当責任者を取締役から選任し、担当責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図る。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの状況を取締役会、監査役に定期的に報告する。
 - ④ 当社およびグループ会社の取締役は、従業員等からの法令ならびに社内諸規則違反などのコンプライアンスの問題や疑問について、内部通報制度〔コンプライアンス（企業倫理）ホットライン〕を通して、情報の早期把握および解決に取り組む。なお、通報者は通報したことにより不利益な取り扱いを受けないことを保証する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報は、『文書取扱規程』に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理を行う。
 - ② 当社およびグループ会社の取締役は、職務執行を確認するために、『文書取扱規程』により必要とする文書を常時閲覧できるものとし、各文書の保管責任者は、経営者、監査役の要請に応じていつでも閲覧可能であるように体制整備を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業価値の向上、持続的な企業活動等を阻害するおそれのあるリスクに関する情報を一元的かつ網羅的に収集・評価して、重要なリスクを特定し、その重要性に応じて諸施策を講じるとともに、その進捗度を点検、評価して継続的な改善活動を実施する。
- ② リスクに関しては、『リスク管理規程』を制定して、リスク管理の全体最適を図るため、組織横断的なリスクマネジメントを統括する組織を設置するとともに、グループ全体のリスクマネジメント体制を整備する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、各組織の責任者は、業務遂行上想定されるリスクに対して、未然防止対策の策定によりリスクを予防・回避・軽減させ、損失を最小化する活動をする。経営者は損失を伴うリスクを常に点検・評価して重要なリスクについては取締役会に報告する。
- ④ 市場、品質、情報等のリスクならびにコンプライアンスについては、当社およびグループ会社の取締役、各組織の責任者が必要に応じて規程・規則の制定、マニュアルの作成、研修の実施、活動の点検・評価を行う。
- ⑤ 内部監査部門は、事業遂行上のリスク管理の有効性、適正性などを監査して、その結果を経営会議、監査役に適宜報告する。
- ⑥ 損失を伴うリスクが発生した場合は、対策本部等を設置し、迅速な対応により損害の拡大を防止し、これを最小限度に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役は、迅速な意思決定を図るとともに、経営方針・事業計画等を基に経営目標を明確化し、各組織の段階において方針・計画の具体化を図り効率的かつ継続的な業務執行を確保する。
- ② 取締役会の監督機能の強化ならびに業務執行の機動性、有効性や効率性を図るため、業務執行機関として経営会議を設置し、経営に関する方針、経営戦略、事業計画、業務執行上の重要な事項を議論、決定するとともに、その内容を取締役に報告する。取締役会は業務執行機関の経営会議を監督し、重要事項の意思決定ならびに業務執行にかかわる重要な事項を決定する。

- ③ 担当分野の業務を権限と責任の明確化により迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入する。適正かつ効率的な職務の遂行を確保するために、社内規程により各組織の責任者の権限と責任を明確にする。
 - ④ 業務の効率化および内部統制の有効性を推進するため、グループ全体の情報通信システムの推進を統括する組織を設置し、全体システムの最適化を図る。
- (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役は、グループ会社の独自性を尊重しつつも、当社の経営方針・理念、『ソレキアグループ行動指針』などの基本方針を共有し、グループ会社に対してグループ全体の効率性、適正性、適法性に関する業務執行体制の整備のために必要な支援ならびに指導を実施する。
 - ② グループ会社は、事業を管理推進する部門との間で随時情報交換を行い、適正かつ効率性を確認する。
 - ③ 監査役は、グループ会社の取締役会、監査役との意見交換を行い、監査の適正を図る。
 - ④ 内部監査部門は、グループ会社の内部監査部門と連携し、グループ全体の内部監査を定期的を実施し、その結果を定期的に経営会議に報告するとともに、グループ会社の取締役会、監査役に報告する。グループ会社の重要な事項については、当社の取締役会、監査役に報告する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役監査の実効性を高め、監査業務を円滑に実施するために、監査役から要請がある場合、監査役の職務を補助する従業員を配置する。
 - ② 監査役からの要請により配置した従業員の人事に関する事項は、監査役の同意を要するものとし、当該従業員の独立性を確保するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役ならびに従業員等は、監査役の要請に応じて、定期的に、或いは随時に事業の運営や課題等の業務執行の状況について報告を行う。
- ② 当社およびグループ会社の取締役ならびに従業員等は、重要な法令および定款違反ならびに不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生、または発生するおそれがあるときは、発見次第直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役ならびに従業員等が、前1号および2号に従い監査役への報告を行ったことにより、不利益な取扱いを受けることを禁止する。

(8) 監査役監査の実効性を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役は、監査役が取締役会、経営会議、その他重要な事項を決定する会議に出席する機会を提供する。また監査役はその関係文書等を閲覧できる。
- ② 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 内部監査部門は、監査役との間において内部監査計画等の協議を行い、その監査結果について密接な情報交換および連携を行う。また、内部監査部門は社外監査役、社外取締役と定期的に情報交換を行い、監査業務の実効性を図る。

(9) 監査役職務執行により生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。
- ② 監査役が職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社はその費用を負担する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方ならびに体制

- ① 当社およびグループ各社は、社会の秩序・安全ならびに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、その圧力に屈することなく、毅然とした態度で臨むものとし、これらの勢力からの要求を断固拒否し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
- ② 反社会的勢力への対応を迅速に行うため、対応統括部門を中心に、社外専門機関と日常より緊密に連携する。
- ③ 対応統括部門への外部情報を含む関係情報の集約、グループ内の定期的な啓発活動、反社会的勢力排除のための組織的対応の周知徹底等の体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス

コンプライアンスに関しては、コンプライアンス委員会によって、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。また、すべての経営者、従業員等が国内外の法令の遵守はもとより、倫理に則った行動の指針となる『ソレキアグループ行動指針』を策定し、定期的に教育を実施しております。

(2) リスクマネジメント

『リスク管理規程』を制定して、リスク管理の全体最適を図るとともに、大規模災害を想定した「緊急時対応訓練」の実施や、事業継続計画（BCP）の整備を進めております。

(3) 内部統制

内部監査部門が、事業遂行上のリスク管理の有効性、適正性などを監査して、その結果を経営会議、監査役に適宜報告しております。また、監査役との間において内部監査計画等の協議を行い、その監査結果について密接な情報交換および連携を行うことで監査業務の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,651,948	流動負債	7,728,405
現金及び預金	9,407,163	支払手形及び買掛金	4,199,321
受取手形	12,322	短期借入金	1,830,000
電子記録債権	484,784	未払法人税等	401,419
売掛金	5,671,836	賞与引当金	306,900
商品	1,766,307	役員賞与引当金	16,000
仕掛品	95,345	その他	974,764
その他	215,169	固定負債	2,170,645
貸倒引当金	△979	長期借入金	1,400,000
固定資産	2,301,364	役員退職慰労引当金	60,643
有形固定資産	997,083	退職給付に係る負債	653,241
建物及び構築物	312,074	資産除去債務	56,760
工具、器具及び備品	64,696	負債合計	9,899,050
土地	620,313	(純資産の部)	
無形固定資産	24,161	株主資本	9,864,542
ソフトウェア	8,624	資本金	2,293,007
その他	15,537	資本剰余金	2,359,610
投資その他の資産	1,280,119	利益剰余金	5,216,404
投資有価証券	560,878	自己株式	△4,479
敷金及び保証金	433,632	その他の包括利益累計額	189,719
繰延税金資産	228,063	その他有価証券評価差額金	278,101
その他	64,912	為替換算調整勘定	△88,382
貸倒引当金	△7,368	純資産合計	10,054,262
資産合計	19,953,312	負債・純資産合計	19,953,312

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,178,234
売 上 原 価		20,165,580
売 上 総 利 益		5,012,653
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,404,005
営 業 利 益		1,608,648
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,037	
受 取 家 賃	5,940	
為 替 差 益	33,674	
そ の 他	21,740	71,392
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,971	
そ の 他	1,367	24,339
経 常 利 益		1,655,700
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,655,700
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	489,360	
法 人 税 等 調 整 額	120,645	610,005
当 期 純 利 益		1,045,695
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,045,695

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,293,007	2,359,610	4,222,560	△3,897	8,871,281
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△51,852		△51,852
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,045,695		1,045,695
自 己 株 式 の 取 得				△581	△581
株主資本以外の項目の当連結会 計年度中の変動額(純額)					-
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	993,843	△581	993,261
当 期 末 残 高	2,293,007	2,359,610	5,216,404	△4,479	9,864,542

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	187,461	△61,489	125,972	8,997,253
当連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△51,852
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,045,695
自 己 株 式 の 取 得				△581
株主資本以外の項目の当連結会 計年度中の変動額(純額)	90,640	△26,893	63,747	63,747
当連結会計年度中の変動額合計	90,640	△26,893	63,747	1,057,009
当 期 末 残 高	278,101	△88,382	189,719	10,054,262

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,564,561	流動負債	7,705,625
現金及び預金	9,347,592	買掛金	4,178,266
受取手形	12,322	短期借入金	1,830,000
電子記録債権	484,784	未払金	229,842
売掛金	5,648,462	未払費用	188,228
商品	1,763,824	未払法人税等	401,059
仕掛品	89,985	未払消費税等	55,743
前払費用	45,205	前受金	401,612
その他	173,363	預り金	100,172
貸倒引当金	△980	賞与引当金	304,700
固定資産	2,363,688	役員賞与引当金	16,000
有形固定資産	995,411	固定負債	2,170,645
建物	308,844	長期借入金	1,400,000
構築物	1,946	退職給付引当金	653,241
工具、器具及び備品	64,307	役員退職慰勞引当金	60,643
土地	620,313	資産除去債務	56,760
無形固定資産	24,161	負債合計	9,876,270
ソフトウェア	8,624	(純資産の部)	
電話加入権	15,537	株主資本	9,773,877
投資その他の資産	1,344,115	資本金	2,293,007
投資有価証券	560,878	資本剰余金	2,359,610
長期貸付金	287,397	資本準備金	2,359,610
長期前払費用	4,148	利益剰余金	5,125,738
破産更生債権等	7,348	利益準備金	220,200
繰延税金資産	228,063	その他利益剰余金	4,905,538
敷金及び保証金	433,632	別途積立金	352,801
保険積立金	30,156	繰越利益剰余金	4,552,737
その他	23,259	自己株式	△4,479
貸倒引当金	△230,768	評価・換算差額等	278,101
資産合計	19,928,250	その他有価証券評価差額金	278,101
		純資産合計	10,051,979
		負債・純資産合計	19,928,250

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		25,082,658
売上原価		20,092,309
売上総利益		4,990,348
販売費及び一般管理費		3,362,257
営業利益		1,628,091
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,201	
受取家賃	5,940	
保険配当金	5,980	
為替差益	33,957	
その他	16,138	72,217
営業外費用		
支払利息	22,971	
貸倒引当金繰入額	57,400	
その他	1,367	81,739
経常利益		1,618,570
税引前当期純利益		1,618,570
法人税、住民税及び事業税	489,000	
法人税等調整額	120,645	609,645
当期純利益		1,008,924

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	本 金 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,293,007	2,359,610	2,359,610	220,200		352,801	3,595,664	4,168,666	Δ3,897	8,817,386
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							Δ51,852	Δ51,852		Δ51,852
当 期 純 利 益							1,008,924	1,008,924		1,008,924
自 己 株 式 の 取 得									Δ581	Δ581
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)										-
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	957,072	957,072	Δ581	956,490
当 期 末 残 高	2,293,007	2,359,610	2,359,610	220,200		352,801	4,552,737	5,125,738	Δ4,479	9,773,877

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	187,461	187,461	9,004,847
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			Δ51,852
当 期 純 利 益			1,008,924
自 己 株 式 の 取 得			Δ581
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	90,640	90,640	90,640
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	90,640	90,640	1,047,131
当 期 末 残 高	278,101	278,101	10,051,979

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

ソレキア株式会社
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	小 池	将 史
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	澤 田	昌 輝
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソレキア株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソレキア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

ソレキア株式会社
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	小 池	将 史
------------------------	-------	-----	-----

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	澤 田	昌 輝
------------------------	-------	-----	-----

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソレキア株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、應和監査法人与協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

ソレキア株式会社 監査役会

常勤監査役 真野 利 啓 ㊟

監査役 石原 和 彦 ㊟

監査役 奥山一寸法師 ㊟

監査役 三好 裕 之 ㊟

(注) 監査役石原和彦、監査役奥山一寸法師及び監査役三好裕之は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を図るとともに、財務体質の強化と将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実に努めることを基本的な考え方としております。

第66期の期末配当につきましては、業績が好調に推移したことを勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、普通配当50円に特別配当10円を加え、合わせて1株につき60円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株 金60円

総額 51,845,820円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

このたび、経営基盤の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	小林 義和 (1949年6月30日生)	1973年7月 当社入社 1984年11月 当社取締役 1987年11月 当社常務取締役 1988年11月 当社専務取締役 1992年6月 当社代表取締役副社長 1994年6月 当社代表取締役社長(現任) 2020年6月 当社経営戦略統括兼管理グループ担当兼監査部担当兼経営企画室担当兼コーポレートサービス部担当兼ソレキア・アカデミー担当兼人財開発センター担当(現任) 【重要な兼職の状況】 ソレキア・プラッツ株式会社代表取締役会長	38,104株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小林義和氏は、当社の営業部門の責任者や経営戦略部門、海外マーケティング部門等に携わるとともに、経営全般に関する豊富な経験や知見を有しております。また、1994年6月から当社代表取締役社長として、企業価値の向上へ向けて当社の指揮を執っております。</p> <p>その豊富な経営経験と知見を、当社の持続的な企業価値向上ならびに経営全般にわたる指揮および意思決定機能の強化に反映していくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	佐々木 べじ (1955年9月26日生)	1991年12月 フリージア・マクロス株式会社 代表取締役社長 2001年6月 同社代表取締役会長 2008年7月 株式会社ピコイ代表取締役社長 (現任) 2009年9月 フリージア・マクロス株式会社 取締役会長 (現任) 2009年9月 夢みつけ隊株式会社代表取締役 (現任) 2014年2月 DAITO ME HOLDINGS CO.,LTD 董事長 (現任) 2014年11月 株式会社セキサク代表取締役 (現任) 2015年6月 技研興業株式会社取締役会長 2016年5月 フリージアホールディングス株 式会社代表取締役 (現任) 2017年3月 株式会社ユタカフードバック代 表取締役 (現任) 2017年9月 当社取締役 2017年11月 当社管理グループ副担当兼管理 グループ長 2018年1月 技研ホールディングス株式会社 代表取締役社長 (現任) 2018年3月 尚茂電子材料股份有限公司董事 長 (現任) 2019年2月 株式会社協和コンサルタンツ社 外取締役 (現任) 2019年6月 当社取締役顧問 (現任) 2021年3月 株式会社ラビース代表取締役社 長 (現任) 2021年6月 当社管理グループ副担当兼海外 及び新規ビジネス (人財・開 発) 担当兼管理グループ長兼 DX推進センター長兼情報セキュ リティビジネス推進室長 (現 任) 2022年1月 技研興業株式会社代表取締役 (現任)	190,999株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	(前ページより続き) き き 木 ベ ジ (1955年9月26日生)	【重要な兼職の状況】 フリージア・マクロス株式会社取締役会長 株式会社ピコイ代表取締役社長 夢みつけ隊株式会社代表取締役 DAITO ME HOLDINGS CO.,LTD 董事長 株式会社セキサク代表取締役 技研興業株式会社代表取締役 フリージアホールディングス株式会社代表取締役 株式会社ユタカフードバック代表取締役 技研ホールディングス株式会社代表取締役社長 尚茂電子材料股份有限公司董事長 株式会社協和コンサルタンツ社外取締役 株式会社ラピーヌ代表取締役社長	190,999株
<p>【取締役候補者とした理由】 佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社の取締役会長、夢みつけ隊株式会社の代表取締役、技研ホールディングス株式会社の代表取締役社長、株式会社協和コンサルタンツの社外取締役、株式会社ラピーヌの代表取締役社長のほか、多くの企業の役員を兼職されており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。 その豊富な経営経験と知見を、当社の企業価値向上ならびに経営全般にわたる意思決定機能の強化に反映していくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	ひ ぐち ゆう ぞう 樋 口 雄 三 (1964年1月23日生)	1983年 4月 当社入社 2009年 4月 当社長野支社営業統括部長兼諏訪支店長 2016年 6月 当社東日本支社長兼第一営業統括部長 2018年 6月 当社取締役 2019年 6月 当社常務取締役(現任) 2024年 4月 当社営業部門統括兼リスクマネジメント部担当兼DC・クラウド推進室担当兼バックオフィスセンター担当兼事業推進部担当兼テクノロジー・プロダクツ事業部担当兼経営企画室副担当兼DX推進センター長代理(現任)	1,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 樋口雄三氏は、当社営業部門の責任者として豊富な経験を積んでおり、かつ業務に精通しており、2018年6月から取締役、2019年6月から常務取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当 (重要な兼職の状況)	社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	菊盛信彦 (1958年7月18日生)	1982年4月 富士通株式会社入社 2006年4月 同社北陸営業本部富山支店長兼高岡支店長 2009年4月 同社静岡支社長 2013年5月 同社公共地域営業グループビジネス推進本部長 2015年4月 株式会社富士通マーケティング(現、富士通Japan株式会社)執行役員ビジネスパートナー本部長 2018年4月 同社上席執行役員西日本ブロック長 2019年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役(現任) 2024年4月 当社デジタルソリューション事業グループ担当兼ヘルスケアソリューション事業部担当兼東日本支社担当兼インフラサービス事業グループ担当(現任)		500株
<p>【取締役候補者とした理由】 菊盛信彦氏は、富士通株式会社および株式会社富士通マーケティング(現、富士通Japan株式会社)で営業部門の責任者として豊富な経験を積んでおり、かつ業務に精通しております。また、2019年6月から取締役、2021年6月から常務取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
5	国安哲史 (1958年7月23日生)	1981年4月 古河電気工業株式会社入社 2013年4月 同社監査部長 2014年6月 東京特殊電線株式会社(現、株式会社TOTOKU)取締役兼執行役員経営企画部長、経理担当 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 東京特殊電線株式会社(現、株式会社TOTOKU)常務執行役員 2022年6月 東特巻線株式会社監査役(現任)		-株
<p>【重要な兼職の状況】 東特巻線株式会社監査役</p>				
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 国安哲史氏は、東京特殊電線株式会社(現、株式会社TOTOKU)の常務執行役員等を経験されており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。 その豊富な経験と知見を、当社の持続的な企業価値向上ならびに経営監督機能の強化に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	こん むき ひろ 昆 幸 弘 (1966年8月4日生)	1986年4月 フリージア・マクロス株式会社入社 2004年4月 同社試験機器事業部副部長兼副工場長(現任) 2015年6月 技研興業株式会社取締役(現任) 2017年9月 当社社外取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 技研興業株式会社取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 昆 幸弘氏は、技研興業株式会社の取締役を兼職されており、経営者としての経験と知見を有しております。 その経験と知見を当社の持続的な企業価値向上ならびに経営監督機能の強化に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
7	き とう せい くる 佐 藤 生 空 (1985年11月15日生)	2009年4月 松下哲也登記測量事務所入所 2011年5月 行政書士ABC法務研究所開設 2011年9月 株式会社損害保険ジャパン(現、損害保険ジャパン株式会社)入社 2014年9月 株式会社ABC研究所設立 代表取締役 2019年12月 弁護士登録 2019年12月 佐藤生空法律事務所開設 2020年5月 株式会社ラピーヌ社外取締役 2021年2月 同社社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年7月 弁護士法人佐藤生空(現、弁護士法人ABC)設立 2022年6月 当社社外取締役(現任) 2023年10月 弁護士法人ABC 代表社員 【重要な兼職の状況】 佐藤生空法律事務所 弁護士 株式会社ラピーヌ社外取締役(監査等委員) 弁護士法人ABC 代表社員	一株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 佐藤生空氏は、弁護士としての高い見識とこれまでの豊富な経験に基づき、中立的かつ客観的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。 その経験と知見を当社の持続的な企業価値向上ならびに経営監督機能の強化に活かしていくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	和田山 栄 わだやま さかえ (1957年3月17日生)	1977年4月 当社入社 2006年4月 当社北関東サポート&サービス統括部長 2012年6月 当社インフラサービス副事業グループ長 2015年6月 当社取締役(現任) 2018年4月 当社インフラサービス事業グループ長(現任)	2,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 和田山栄氏は、当社インフラサービス部門の業務経験が豊富かつ事業に通じており、2015年6月から取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
9	遠藤 英明 えん どう ひで あき (1954年1月10日生)	1976年4月 富士通株式会社入社 2003年4月 同社情報メディア事業本部報道メディアシステム開発統括部プロジェクト統括部長 2005年11月 当社入社 2007年4月 当社第二システムサービス統括部長兼システム部長 2016年4月 当社システムソリューション事業グループ長兼第一システム統括部長 2018年6月 当社取締役(現任) 2023年6月 当社システム部門統括(現任)	1,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 遠藤英明氏は、当社システムソリューション事業部門等の業務経験が豊富かつ事業に通じており、2018年6月から取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
10	平山 淳 (1958年8月30日生)	1982年4月 富士通株式会社入社 2008年4月 同社首都圏営業本部流通統括営業部営業統括部長 2009年6月 同社流通ビジネス本部小売第一統括営業部長 2014年4月 当社入社 2015年4月 当社西日本支社長代理 2016年6月 当社西日本支社長 2018年6月 当社デジタルソリューション事業グループ長代理 2021年6月 当社取締役(現任) 2024年4月 当社西日本支社担当(現任)	500株
<p>【取締役候補者とした理由】 平山 淳氏は、富士通株式会社に営業部門の責任者として豊富な経験を積んでおり、かつ業務に精通しております。また、2021年6月から取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
11	村下 順一 (1961年4月21日生)	1983年8月 当社入社 2006年4月 当社西日本支社西日本システムサービス統括部長兼関西システム部長 2015年4月 当社西日本支社西日本システム統括部長兼医療システム部長兼技術サービス部長 2019年4月 当社西日本支社長代理(システム) 2022年4月 当社デジタルソリューション事業グループ長代理兼システムソリューション事業グループ長代理兼デジタルソリューション事業グループ第三システム統括部長兼システム部長 2023年6月 当社取締役(現任) 当社システム部門担当兼システム事業推進部担当兼システムソリューション事業グループ長兼デジタルソリューション事業グループ第三システム統括部長兼システム部長(現任)	200株
<p>【取締役候補者とした理由】 村下順一氏は、当社システムソリューション事業部門の業務経験が豊富かつ事業に通じており、2023年6月から取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
12	【新任】 塚本 勲 (1943年9月1日生)	1968年9月 加賀電子株式会社設立代表取締役社長 2007年4月 同社代表取締役会長 2021年6月 ITbookホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2022年4月 加賀電子株式会社代表取締役会長 会長執行役員 2023年6月 同社代表取締役 会長執行役員(現任) 【重要な兼職の状況】 加賀電子株式会社代表取締役 会長執行役員 ITbookホールディングス株式会社社外取締役	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>塚本 勲氏は、加賀電子株式会社の代表取締役 会長執行役員を務めており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。</p> <p>その豊富な経営経験と知見を、当社の持続的な企業価値向上ならびに経営監督機能の強化に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- ①取締役候補者小林義和氏は、ソレキア・ブラッツ株式会社の代表取締役会長を兼職しており、当社は同社へ業務委託等の取引関係および資金貸付をしております。
 - ②取締役候補者佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社の取締役会長を兼職しており、同社は当社を持分法適用関連会社としております。
 - ③その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者国安哲史、昆 幸弘、佐藤生空、塚本 勲の4氏につきましては、社外取締役候補者であります。
3. 国安哲史、昆 幸弘、佐藤生空の3氏につきましては、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、国安哲史氏は本総会終結の時をもって5年、昆 幸弘氏は本総会終結の時をもって6年9ヶ月、佐藤生空氏は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役候補者佐藤生空、塚本 勲の両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者国安哲史、昆 幸弘、佐藤生空、塚本 勲の4氏が原案どおり選任されたと、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を国安哲史、昆 幸弘、佐藤生空の3氏とは継続して、塚本 勲氏とは新たに締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集通知記載の取締役を原案どおり選任いただいた場合の取締役会および監査役会のスキルマトリックスは以下のとおりです。

	氏名	ス キ ル				
		企業経営	営 業	I C T ・ デ ジ タ ル	財務・会計	法 務 ・ 管 理
取 締 役	小林 義和	○	○	○	○	○
	佐々木 ベジ	○	○	○	○	○
	樋口 雄三	○	○	○		○
	菊 盛 信彦	○	○	○		
	国安 哲史 (社外取締役)	○			○	○
	塚本 勲 (社外取締役・独立役員)	○	○		○	
	昆 幸弘 (社外取締役)	○		○		
	佐藤 生空 (社外取締役・独立役員)	○			○	○
	和田 山 栄		○	○		
	遠藤 英 明		○	○		
平 山 淳		○	○			
村 下 順 一		○	○			
監 査 役	真野 利 啓				○	○
	石原 和彦 (社外監査役・独立役員)				○	○
	奥山 一寸 (社外監査役)	○			○	○
	三好 裕之 (社外監査役・独立役員)				○	○

(注) 上記一覧表は、各役員の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

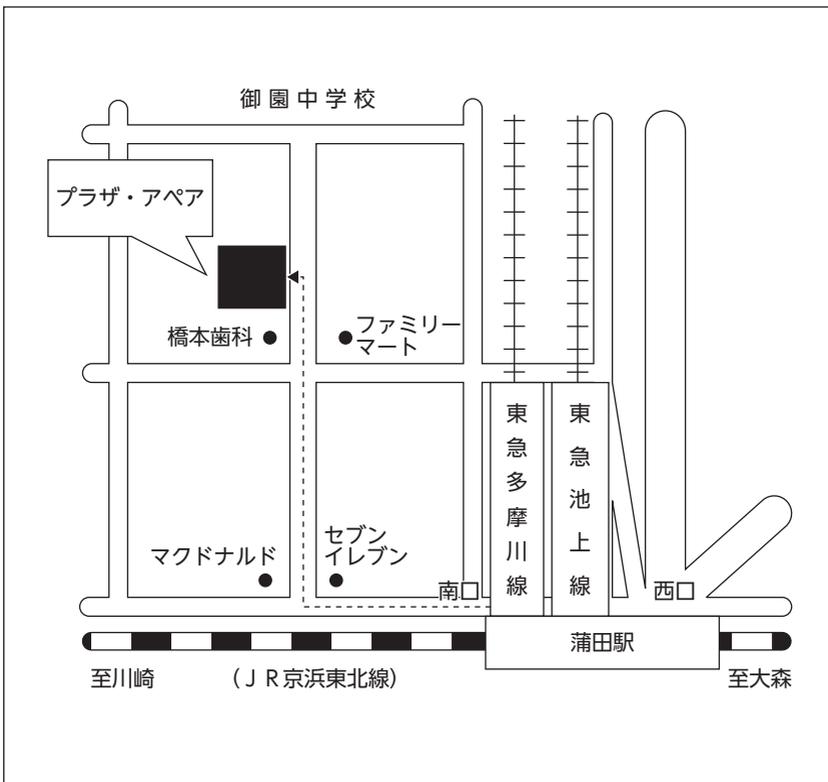
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

第66期定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
プラザ・アペア 2階 オリジア
電話 03(3732)4122



交通 J R京浜東北線蒲田駅（南口） 下車徒歩約3分
東急（多摩川線・池上線）蒲田駅